

○熊本市在宅福祉センター条例〔健康福祉政策課〕

平成4年12月19日

条例第55号

改正 平成6年3月31日条例第13号

平成6年11月29日条例第39号

平成9年3月28日条例第8号

平成10年3月26日条例第26号

平成11年3月16日条例第9号

平成14年9月24日条例第44号

平成15年3月17日条例第12号

平成15年7月3日条例第46号

平成17年9月30日条例第49号

平成18年3月28日条例第26号

平成19年3月13日条例第30号

平成20年12月24日条例第110号

平成23年9月29日条例第39号

平成23年12月19日条例第62号

平成25年12月25日条例第60号

(設置)

第1条 住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、在宅福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(平17条例49・平25条例60・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市南部在宅福祉センター	熊本市南区日吉1丁目4番15号
熊本市東部在宅福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号

(平6条例13・平9条例8・平10条例26・平23条例62・平25条例60・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 福祉相談に関すること。
- (2) 住民の福祉活動及び交流活動の支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(平23条例39・平25条例60・一部改正)

(使用許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

(平15条例12・一部改正、平25条例60・旧第5条繰上)

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) センターの管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用を不適當と認めるとき。

(平15条例12・全改、平19条例30・平23条例39・一部改正、平25条例60・旧第6条繰上)

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による許可の取消し等によりセンターの使用の許可を受けた者（以下

「使用者」という。)が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(平15条例12・追加、平19条例30・平23条例39・一部改正、平25条例60・旧第7条繰上)

(使用料)

第7条 別表に掲げるセンターの施設の使用料の額は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平6条例13・一部改正、平15条例12・旧第7条繰下、平15条例46・平17条例49・平19条例30・一部改正、平25条例60・旧第8条繰上)

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平6条例13・平9条例8・一部改正、平15条例12・旧第8条繰下、平25条例60・旧第9条繰上)

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる事業については、12月28日及び1月4日（それらの日が日曜日に当たる場合を除く。）においても行うものとする。

(平15条例12・旧第9条繰下、平15条例46・一部改正、平25条例60・旧第10条繰上)

(損害賠償)

第10条 センターの建物又は設備を毀損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平15条例12・旧第10条繰下、平23条例39・一部改正、平25条例60・旧第11条繰上)

(指定管理者による管理)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平17条例49・全改、平25条例60・旧第12条繰上)

(指定管理者の指定の手続)

第12条 前条の規定による指定を受けようとするものは、センターの事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 理事等その団体の長が社会福祉事業について熱意及び理解を持ち、かつ、当該団体が在宅福祉について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(平17条例49・追加、平25条例60・旧第13条繰上・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(平17条例49・追加、平25条例60・旧第14条繰上)

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表に定めるセンターの施設の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務
(平17条例49・追加、平25条例60・旧第15条繰上)

(利用料金)

第15条 指定管理者は、センターの施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）

を自己の収入として収受することができる。この場合（別表に掲げる施設の使用に係る利用料金を収受する場合に限る。）において、第7条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第7条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金（別表に掲げる施設の使用に係る利用料金に限る。第6項において同じ。）は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(平19条例30・追加、平25条例60・旧第16条繰上・一部改正)

(協定の締結)

第16条 指定管理者は、指定を受けるときは市とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平17条例49・追加、平19条例30・旧第16条繰下、平25条例60・旧第17条繰上)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第17条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠

償の責めを負わない。

(平 1 7 条例 4 9 ・ 追加、平 1 9 条例 3 0 ・ 旧第 1 7 条繰下、平 2 5 条例 6 0 ・ 旧第 1 8 条繰上)

(秘密保持義務等)

第18条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 4 3 号）第 1 2 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、センターの管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平 1 7 条例 4 9 ・ 追加、平 1 9 条例 3 0 ・ 旧第 1 8 条繰下、平 2 5 条例 6 0 ・ 旧第 1 9 条繰上)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 1 5 条例 1 2 ・ 旧第 1 2 条繰下、平 1 7 条例 4 9 ・ 旧第 1 3 条繰下・一部改正、平 1 9 条例 3 0 ・ 旧第 1 9 条繰下、平 2 5 条例 6 0 ・ 旧第 2 0 条繰上)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 5 年 4 月 2 0 日規則第 4 2 号で平成 5 年 4 月 2 0 日から施行)

附 則 (平成 6 年 3 月 3 1 日条例第 1 3 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 6 年 5 月 2 0 日規則第 3 4 号で平成 6 年 5 月 2 2 日から施行)

附 則 (平成 6 年 1 1 月 2 9 日条例第 3 9 号)

この条例は、平成 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 2 8 日条例第 8 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表及び別表の改正規定中熊本市中央在宅福祉センターに係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成 9 年規則第 4 1 号で第 2 条の表及び別表の改正規定中熊本市中央在宅福祉センターに係る部分は、平成 9 年 7 月 2 4 日から施行)

附 則 (平成 1 0 年 3 月 2 6 日条例第 2 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１１年３月１６日条例第９号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年９月２４日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年３月１７日条例第１２号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年７月３日条例第４６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年９月３０日条例第４９号）

改正 平成２０年１２月２４日条例第１１０号

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ この条例の施行の日から平成１８年９月１日（同日前に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき在宅福祉センターの管理に係る指定をした場合には、それぞれの指定の日）までの間における在宅福祉センターの管理については、なお従前の例による。
- ３ この条例による改正後の第１３条第２項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成１８年９月１日（中央在宅福祉センターにあつては、平成２１年４月１日）までの間において、指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

（平２０条例１１０・一部改正）

- ４ 前項の指定の期間は、５年を超えることができない。

（平２０条例１１０・一部改正）

附 則（平成１８年３月２８日条例第２６号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月１３日条例第３０号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２４日条例第１１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年９月２９日条例第３９号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定（同条第１号の改正規定を除く。）、第６条の改正規定、第７条の改正規定及び第１１条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年１２月１９日条例第６２号）抄

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２５日条例第６０号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

（平２３条例３９・全改、平２５条例６０・一部改正）

（１） 施設使用料

施設名	使用時間区分		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後 10時まで
和室・会議室	400円	500円	500円
調理室	1,000円	1,200円	1,200円
多目的ホール	1,800円	2,000円	2,000円

（２） 冷暖房使用料

施設名	使用時間区分		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後 10時まで
和室・会議室	100円	100円	100円
調理室	150円	150円	150円
多目的ホール	500円	500円	500円